

(その2)

## 収支の状況

### 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額	18	221	000	000
(前年からの繰越額)	10	000	000	000
(本年の収入額)	8	221	000	000
支出総額	5	492	230	000
翌年への繰越額	1	272	877	000

1 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のため供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当分の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにするものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益に

「前年からの繰越額」 + 「本年の収入額」

前年分収支報告書の「翌年への繰越額」

「2 収入項目別金額の内訳」中(1)～(6)の合計金額

(その13)の「合計」

「収入総額」 - 「支出総額」

5段とも、必ず記入してください。  
(0の場合は、「0」と記入してください。)

### 2 収入項目別金額の内訳

#### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額	1	000	000	000
員数			2	000

2 (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

「金額」には、1人あたりの金額ではなく、当該政治団体にその年に支払われた党(会)費の合計を記入してください。「員数」には、当該政治団体に所属する党(会)員の数ではなく、その年に党(会)費を支払った人数を記入してください。

#### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額			
	十億	百万	千	円
(ア) 個人からの寄附	5	071	000	000
(うち特定寄附)				0
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0
(ウ) 政治団体からの寄附		1	000	000
小計((ア)+(イ)+(ウ))	5	171	000	000
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		8	000	000
イ 政党匿名寄附				0
合計(ア+イ)	5	171	000	000

(2) 寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。(3)及び(その9)において同じ。)を除く。(その9)を除き、以下同じ。)については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。)については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。